

保健所は、住民の健康と生活を守り地域全体の健康のレベルアップを図ります

公衆衛生医師の活躍の場

公衆衛生医師は、都道府県庁や保健所、保健所設置市（指定都市、中核市、政令市、特別区）の保健所や保健センター、市役所などで勤務しています。

保健所の役割

感染症、精神保健福祉、難病、健康づくり・生活習慣病、母子保健、食品衛生、環境、医事・薬事などの対策に取り組んでいます。

近年は、地域包括ケアシステムの推進、健康危機管理への取組み、災害支援対応やマネジメントなどにも行政の立場から対策をすすめていくことが求められています。

保健所の業務は設置主体ごとに異なります。

都道府県型の保健所

専門的、広域的観点から市町村業務を支援するとともに、関係機関（医療機関、医師会、歯科医師会など）と調整を行い、地域全体の住民の健康増進を図ります。

政令市型の保健所

感染症、精神保健福祉、難病などの専門的な業務に加え市区町村の業務とされている、乳幼児健診などの母子保健事業、特定健診などの生活習慣病対策、がん対策などの住民に身近な事業を行い、より地域に密着して、地域全体の健康づくりを推進します。

本庁での業務

都道府県や政令市などの本庁（県庁や市役所）では、企画調整機能を発揮し、それぞれの自治体全体の健康や保健衛生に関する計画づくりを行うとともに、予算の獲得や条例の制定などの業務を行います。

保健所や県庁などで働く公衆衛生医師を求めています！



全国に481か所の保健所があります。
(平成29年4月1日現在)

全国保健所長会

検索



・全国の公衆衛生医師募集情報
・「期待の若手シリーズ」

などを掲載しています。

企画制作 平成29年度地域保健総合推進事業
「公衆衛生医師の確保と育成に関する調査および実践事業」
分担事業者 廣瀬 浩美（愛媛県宇和島保健所長）

公衆衛生医師として働いてみませんか



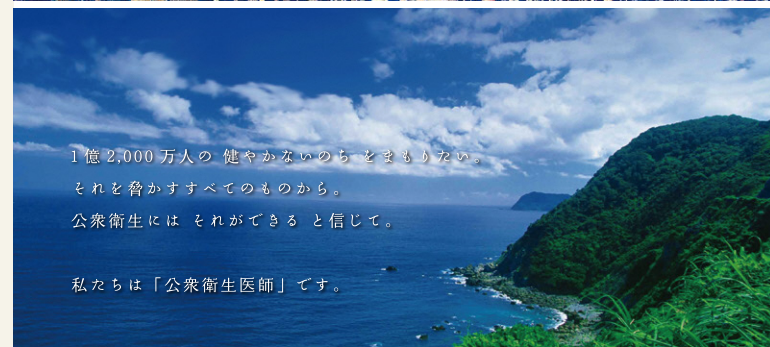
1億2,000万人の
生を衛る医師。

私たちは、1億2,000万人の生命をまもりたい。
私たちは、1億2,000万人の生活をまもりたい。
私たちは、1億2,000万人の今として未来をまもりたい。
感染症や食中毒など、さまざまな健康危機への対応を通して「安全」を。
ぬくもりの感じられる地域社会づくりを通して「安心」を。
人が健康であるということ。
それは単に病気がないということだけではないはず。



1億2,000万人の健やかないのちをまもりたい。
それを脅かすすべてのものから。
公衆衛生にはそれができると信じて。

私たちは「公衆衛生医師」です。



公衆衛生医師の魅力

Point.1



疾病予防や保健対策により地域住民の健康を守ることができる

Point.2



自然災害や感染症などによる健康被害の拡大を防ぐことができる

Point.3



組織や制度、システムを動かすことができる

Point.4



疫学などの社会医学の知識を活かすことができる

Point.5



得意分野をつくり、エキスパートになることができる

Point.6



全国の仲間と共同事業・研究ができる

公衆衛生医師のキャリアパス

都道府県によって就職後の経歴は様々ですが、ある県では、次のようなキャリアを積みます。

技師

- ・基礎づくり
- ・現場経験を通じ、必要な知識・技術を習得

係長

- ・中核的役割
- ・班長などの役割を持ち、業務遂行を管理

課長補佐

- ・課題の把握、解決のための企画立案
- ・施策の実行と評価

課長次長

- ・施策責任者（保健所長級）
- ・組織のリーダーとして管理及び部下の育成

部長

- ・県政を推進
- ・知事補佐として、全県の保健・医療・福祉を所管

公務員としての身分が保障されており福利厚生制度も充実しています。

公衆衛生医師として求められるもの

医師としてのセンス Sense

患者の痛みがわかる臨床医と同様に、医学の知識や疫学を用いて、時代とともに変化する地域の健康課題を、医師として感じ取るセンスが求められます。

公衆衛生の知識・技術 Knowledge, Art

地域の健康課題を見える形にして、わかりやすく伝えるためには疫学や医学統計学の知識が必要になります。さらに、予防の視点に立った健康管理には、行動科学や健康危機管理の知識や技術、保健医療政策の企画力も必要です。

行政の知識・経験 Knowledge, Experience

保健所や県庁などは行政組織として位置づけられており、行政職としての知識が必要になります。行政経験を積んでいく中でその能力を身につけ、関係機関や組織をマネジメントして、地域の健康課題の改善のための対策を進めます。

仲間づくり Communication

公衆衛生の対象は地域のさまざまな人々です。保健・医療・介護・福祉だけでなく人々の生活に関わる多くの職種や機関などとコミュニケーションをとり、つながり、動くことが必要です。

採用後の研修などの育成体制(主なもの)

1. 多くの自治体が派遣している研修

- 1 国立保健医療科学院での研修
公衆衛生行政などについて所定の研修を受けると保健所長になる資格が得られます。
- 2 国立感染症研究所での研修
感染症を疫学的に分析する理論・方法など、感染症対策の専門知識を学びます。
- 3 結核研究所での研修
結核の医療・保健制度、胸部X線写真の読影などを学び結核対策のリーダーとして造詣を深めます。
- 4 国立精神・神経医療研究センターでの研修
各種精神疾患、災害におけるPTSDなどについて学びます。

2. 各自治体が行っている研修

- 1 現任研修
採用後のキャリアに応じて必要な知識や技術を学びます。
- 2 業務研修
保健所の現場で求められる様々な知識や技術を学びます。
- 3 その他
 - ①自治体によって、大学などへの派遣研修も行われています(研究生となって学位取得可能な場合があります)。
 - ②学会への参加も必要に応じて可能です。
 - ③日本医師会認定産業医の認定研修に参加できる自治体もあります。

3. 社会医学系専門医の取得

専攻医として専門研修プログラムを履修することにより、公衆衛生医師として勤務しながら「社会医学系専門医」を取得することができます。

専門研修プログラムの履修

